

神戸市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 18 日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第39号

神戸市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市中央卸売市場業務条例施行規則（令和 2 年 5 月規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第 1 章～第 4 章 [略]	第 1 章～第 4 章 [略]
第 5 章 雑則（第52条― <u>第61条</u> ）	第 5 章 雑則（第52条― <u>第62条</u> ）
附則	附則
（卸売業者の純資産基準額）	（卸売業者の純資産基準額）
第 6 条 条例第10条第 1 項に規定する規則で定める純資産基準額は、別表第 1 の表の左欄に掲げる取扱品目の部類ごとに、同表の中欄に掲げる当該事業年度の開始日前 1 年間の卸売の金額（条例第 9 条 <u>第 1 項</u> の許可を	第 6 条 条例第10条第 1 項に規定する規則で定める純資産基準額は、別表第 1 の表の左欄に掲げる取扱品目の部類ごとに、同表の中欄に掲げる当該事業年度の開始日前 1 年間の卸売の金額（条例第 9 条 <u>1 項</u> の許可を受

受けて 1 年を経過しない者については、<u>前条</u>第 3 号に規定する事業計画書に記載した最初の事業年度の開始日以後 1 年間の卸売の予定金額) の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。 2 [略] （販売原票等の保存） 第38条 第29条に規定する売渡票及び販売原票並びに<u>前条</u>に規定する売買仕切書は、紙又電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）で 5 年間保存しなければならない。 <u>第56条～第61条</u> [略]	けて 1 年を経過しない者については、<u>第 5 条</u>第 3 号に規定する事業計画書に記載した最初の事業年度の開始日以後 1 年間の卸売の予定金額) の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。 2 [略] （販売原票等の保存） 第38条 第29条に規定する売渡票及び販売原票並びに<u>第37条</u>に規定する売買仕切書は、紙又電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）で 5 年間保存しなければならない。 （使用人の届出） <u>第56条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者は、その業務に関して使用人を雇用したときは、その氏名、住所その他市長が必要と認める事項を市長に届け出なければならない。解雇したときも、同様とする。</u> <u>第57条～第62条</u> [略]
---	--

様式第 8 号中「（第 57 条関係）」を「（第 56 条関係）」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。